

## 関西トランスシティサービス 行動計画

社員がその能力を十分に発揮できるよう仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日から 2025年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、年次有給休暇取得分を年間 60%以上消化する

働き方改革関連法による年次有給休暇の取得義務である5日を確実に消化し更に取得した有給休暇を年間 60%以上の消化を目標とする

目標2：男性社員も育児休業・時短勤務を周知し希望に応じて取得を促す

2022年10月より制度が取り入れやすくなった、産後パパ育休等の拡充により男性社員へも機会に応じて育児休業・時短勤務など、周知し取得推進していく

以上